

課税価格の計算後編 ~引ける財産・消えない過ち~

前回はプラスの財産について見ていきました。相続ではプラスの財産だけでなく、マイナスの財産（債務）も引継ぎます。今回はそのマイナスの財産と相続開始直前に行われた贈与の調整についてのお話です。



1. 債務控除

今回、債務として焼鳥屋のツケ 100 万円と葬式費用 400 万円がありました。葬式費用は亡くなった人の債務ではありませんが控除することが出来ましたね。（No19 でやりましたが覚えてますか？）

ちなみに葬式費用の内訳は、お寺へのお布施 100 万円、お通夜・告別式の費用 200 万円、香典返戻費用 100 万円でした。また香典として 200 万円の収入がありました。

話合いの結果、焼鳥屋のツケとお通夜・告別式の費用と香典返戻費用はブネが負担し（香典 200 万円はブネが取得しました）、お布施は何か何でも早く成仏してもらいたいと願うマズオが負担しました。

今回の相続税の計算では、ブネは焼鳥屋のツケとお通夜・告別式の費用の合計 300 万円を控除することになります。香典は収入にあげる必要がありませんので、その見合いとして香典返戻費用は控除することができなくなっています。

また、原則として相続放棄をしているマズオは債務控除を受けることは出来ませんが、葬式費用を負担した場合には控除できるようになっていますので、今回のお布施の 100 万円を控除することが出来ます。

2. 生前贈与加算

『贈与税は相続税の補完税』でした（NO.04 参照）。原則全てを相続税で課税したいのですが、何十年も遡って把握するのは現実的ではないので、亡くなった日から 3 年を超える贈与については贈与税の納税で完結、3 年以内のものは相続税の対象として再計算することになります。（今回の相続で財産を取得した人のみ）

カズオのアメリカ留学費用 150 万円及びワガメの整形費用 250 万円は波兵衛の相続開始前 3 年以内に贈与されており、2 人とも今回の相続で財産をもらっていますので、贈与により取得したこれらの財産は今回の相続税の計算上加算されることになります。留学費用や整形費用が効果として現れていないとしてもです。

これらを前回までの計算にあわせると次のようになります。

（単位：万円）

財産 / 取得者	合計	ブネ	カズオ	ワガメ	ダラオ	マズオ	ノリスケ
前回まで	25,000	15,000	4,000	3,000	1,000	1,000	1,000
債務控除	未払飲食代	100	100				
	葬式費用	300	200			100	
生前贈与加算	アメリカ留学費用	150	150				
	整形費用	250		250			
課税価格	25,000	14,700	4,150	3,250	1,000	900	1,000



次回から相続税の計算に入ります。税額計算では個別の事情に合わせて色々な調整が行われます。難しくなりますが、是非ついてきてください。

マ『お義父さん、早く成仏してください。そしてササエをなだめてくださ～い。』
 ダ『ママがまたパパの所に遊びにきました～。なんでいっつも夜にしか来ないですか～？』